平成２５年（フ）第１４５号
仙台市宮城野区萩野町２丁目８番地の６　ロフティアスコットハイム202
債務者　浅野　　祐
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
仙台市若林区若林７丁目６番７号　鹿郷ハイツ202
債務者　大澤　光子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
新潟市秋葉区あおば通１丁目１番８号、前住所茨城県高萩市大字石滝608番地の６
債務者　沼田奈摘美
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９号
岐阜市早田本町２丁目51番地　４号室
債務者　永田　孝一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６３号
岐阜県各務原市川島北山町925番地75
債務者　松永ボーリングこと　松永　　実
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
岐阜県各務原市川島北山町925番地75
債務者　松永　千春
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８２号
岐阜市古市場東町田98番地　シャトー岐大Ｂ管理人
債務者　竹本　藤子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６５号
名古屋市中川区富船町３丁目１番地の１　グランアベニュー富船521号、従前の住所千葉市中央区神明町211番地７　ライトウェーブ千葉神明304号
債務者　佐藤　勝利
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２１号
名古屋市東区泉３丁目20番２号　エスポワールベルズ203号、住民票上の住所名古屋市中区丸の内２丁目10番19号　ＹＭ丸の内403号
債務者　小澤美愛こと　全　　美愛
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７６号
名古屋市南区氷室町19番３―606号　氷室荘
債務者　布目　和子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９１号
神戸市長田区梅ケ香町２丁目６番20号、従前の住所神戸市長田区川西通４丁目103番地の６
債務者　福田　泰久
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８号
神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番３―210号
債務者　岩　　明雄
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９号
神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番３―210号
債務者　岩　みよ子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番16―304号
債務者　木下　政子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２０号
神戸市北区鈴蘭台北町３丁目12番16―317号
債務者　中谷美香こと　金　　美香
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８号
広島市東区戸坂山根１丁目３番１―105号
債務者　好川　静昭
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６号
福岡県嘉麻市山野1969番地９、前住所福岡県北九州市八幡西区香月西１丁目14番５号
債務者　大崎　諒慈
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部